令和８年第２回
千葉県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目　　次

議案第１号　千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について‥‥　１頁

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３頁
（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について）

議案第３号　令和７年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

議案第１号

千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

次の者を千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、同意を求める。

氏　　名　　佐　藤　　晴　彦
住　　所　　山武郡横芝光町
生年月日　　昭和３２年３月１７日
令和８年１１月９日提出
千葉県後期高齢者医療広域連合長　　小　泉　　一　成

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の退任に伴い、後任者を選任する必要があるため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第１２条第４項の規定により同意を求める。

参考資料

略　　歴

平成　７年　５月　横芝町議会議員に就任

（平成１５年４月３０日任期満了）

平成１８年　４月　横芝光町長に就任

（平成２２年４月２２日任期満了）

平成２４年　３月　横芝光町長に再任

令和　８年　２月　千葉県町村会副会長に就任

令和　８年　６月　千葉県町村会長に就任

現在に至る。

議案第２号

専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和８年１１月９日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長　　小　泉　　一　成

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料及び各種手当の改定による所要の改正等を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求める。

専　決　処　分　書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月２７日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長　小　泉　　一　成

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成１９年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第２号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第３号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第２項中「、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき」を削り、同項第１号中「規則」を「支給単位期間につき、規則」に、「その者の支給対象期間」を「当該職員の支給単位期間」に改め、同項第２号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、６７，２００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に、「１か月」を「支給単位期間」に改め、同号アからウまでを削り、同項第３号中「自転車等」を「自動車等」に、「第１号に定める額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額」を「前２号に定める額」に、「又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た」を「又は前号に定める」に改め、同条第３項中「支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

第１５条中第５項を第７項とし、同条第４項中「第１項第１号又は第３号に掲げる職員のうち、」を削り、「支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等」を「支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等」に、「額及び」を「額、」に、「支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等」を「支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等」に、「）の」を「）及び前項第１号に定める額の」に、「前２項」を「前３項」に、「支給対象期間に」を「当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に」に、「当該支給対象期間」を「当該支給単位期間」に改め、同項を同条第５項とし、同項の次に次の１項を加える。

６　この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。

第１５条第３項の次に次の１項を加える。

４　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前２項の規定による額

別表第３を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

改　正　前	改　正　後
（通勤手当）	（通勤手当）
第１５条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第１５条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）	⑵　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
⑶　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）	⑶　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）
２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。	２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
⑴　前項第１号に掲げる職員　規則で定めると	⑴　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間に

ころにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）	つき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（１か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	⑵　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、６７，２００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
ア　自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　自転車の使用距離が、片道５キロメートル未満である職員にあっては２，０００円、片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員にあっては３，８００円、その他の職員にあっては５，０００円	（削る）
イ　普通自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　別表第３に掲げる額	（削る）
ウ　自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか２つを併せて使用する職員　それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに定める額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車等使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額	（削る）
⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩に	⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第１号に定める額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第１号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額	より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額
３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。	３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（新設）	⑴　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
（新設）	⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額
（新設）	４　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前２項の規定にか

	かわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 ⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前２項の規定による額
４　第１項第１号又は第３号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、１５万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。	５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第１号に定める額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
（新設）	６　この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。
５　（略）	７　（略）
別表第３　（別添）	別表第３　（別添）

改　正　前

別表第３（第１５条関係）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分／片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	円	円
4km未満	2,000	2,000
4km以上6km未満	4,240	4,240
6km以上8km未満	5,270	5,110
8km以上10km未満	6,300	5,980
10km以上12km未満	7,340	6,840
12km以上14km未満	8,650	8,150
14km以上16km未満	9,980	9,460
16km以上18km未満	11,310	10,770
18km以上20km未満	12,640	12,080
20km以上22km未満	13,960	13,390
22km以上24km未満	15,240	14,660
24km以上26km未満	16,510	15,930
26km以上28km未満	17,780	17,200
28km以上30km未満	19,050	18,470
30km以上32km未満	20,320	19,730
32km以上34km未満	21,520	20,840
34km以上36km未満	22,720	21,950
36km以上38km未満	23,910	23,060
38km以上40km未満	25,100	24,170
40km以上42km未満	26,290	25,280
42km以上44km未満	27,480	25,280
44km以上46km未満	28,670	25,280
46km以上48km未満	29,860	25,280
48km以上50km未満	31,050	25,280

改　正　後

（削る）

50km以上52km未満	32,230	25,280
52km以上54km未満	33,540	25,280
54km以上56km未満	34,850	25,280
56km以上58km未満	36,160	25,280
58km以上60km未満	37,460	25,280
60km以上62km未満	38,760	25,280
62km以上64km未満	40,530	25,280
64km以上66km未満	42,300	25,280
66km以上68km未満	44,070	25,280
68km以上70km未満	45,840	25,280
70km以上72km未満	47,610	25,280
72km以上74km未満	49,000	25,280
74km以上76km未満	50,390	25,280
76km以上78km未満	51,780	25,280
78km以上80km未満	53,160	25,280
80km以上82km未満	54,540	25,280
82km以上84km未満	55,790	25,280
84km以上86km未満	57,040	25,280
86km以上88km未満	58,290	25,280
88km以上90km未満	59,540	25,280
90km以上92km未満	60,790	25,280
92km以上94km未満	62,080	25,280
94km以上96km未満	63,360	25,280
96km以上98km未満	64,640	25,280
98km以上100km未満	65,920	25,280
100km以上	67,200	25,280

議案第３号

令和７年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年１１月９日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長　　小　泉　　一　成

提案理由

地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第２３３条第３項の規定により認定を求める。

議案第４号

令和７年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年１１月９日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長　　小　泉　　一　成

提案理由

地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第２３３条第３項の規定により認定を求める。

議案第７号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和９年３月３１日をもって、鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月９日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長　　小　泉　　一　成

提案理由

鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改め、同表第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改め、同表第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

参考資料

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約案新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

改　正　前

別表第１（第２条関係）

千葉市　（銚子市から君津中央病院企業団まで略）　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）

別表第２（第３条第１項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　（館山市から君津中央病院企業団まで略）東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から印西地区環境整備事業組合まで略）
（略）	
第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　（館山市から君津中央病院企業団まで略）東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
（略）	
第３条第１項第１１号に掲げる事務	銚子市　（館山市から国保国吉病院組合まで略）　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
（略）	

改　正　後

別表第１（第２条関係）

千葉市　（銚子市から君津中央病院企業団まで略）　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）

別表第２（第３条第１項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　（館山市から君津中央病院企業団まで略）東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から印西地区環境整備事業組合まで略）
（略）	
第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　（館山市から君津中央病院企業団まで略）東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
（略）	
第３条第１項第１１号に掲げる事務	銚子市　（館山市から国保国吉病院組合まで略）　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　（東金市外三市町清掃組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
（略）	